

【未定稿】

令和5年3月2日 予算

企業からの評価、点数、こうしたことをまた改めて続けていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣（西村康徳君） 御指摘のように、価格転嫁に向けてようやく動き始めた感じが出てきておりますので、ここで手を止めることなく、粘り強く継続して実施していきたい。これによって、交渉をやる、そして転嫁ができるというサイクルを定着させていきたいというふうに考えております。

このため、御指摘のように、この三月、今、三月、価格交渉促進月間でありますので、この後にこれまでの倍の三十万社の中小企業のフォローアップ調査を行いたいというふうに考えております。それを基に、発注側企業の交渉の状況、転嫁の状況、これをしつかりと調査、整理をして、また公表したいというふうに考えております。

あわせて、先ほど申し上げた、これまで累計で約七十社実施をしてきておりますいわゆる芳しくない親事業者の指導、助言でありますけれども、これも併せて活用しながら、しっかりと価格転嫁できる環境をつくっていききたいというふうに考えております。

○西田実仁君 こうした価格交渉、価格転嫁の見える化というのは、大企業でも取引の適正化の取組が始まったことを多くの中小企業に知らしめる

ことになります。また、今後の価格交渉の交渉材料としても是非活用いただきたいというように思っております。発注者企業側には政府の目が光っていることを知らせ、全国津々浦々の中小企業にも価格交渉、価格転嫁に手応えが感じられるか、三月から始まった価格交渉促進月間の効果をしつかりと見届けたいと思います。

総理にお聞きしたいと思います。政府を挙げて取り組む下請中小企業の価格転嫁における今までになかった思い切った取組に対する思いをお聞きしたいと思います。

○内閣総理大臣（岸田文雄君） 物価高が進む中であって、成長と分配のこの好循環の鍵を握る中小企業が賃上げ原資を確保できるよう価格転嫁の環境を整備していくこと、これが非常に重要であると考えています。そして、これまで、毎年九月と三月を価格交渉促進月間として、交渉と転嫁のサイクルの確立に向けて取り組んでまいりました。

この中で、今も公正取引委員会や経産大臣からも答弁がありましたように、前例のない取組として、昨年末、公正取引委員会においては、多数の取引先に対して協議をすることなく取引価格を据え置く行為が確認された企業十三社の社名を公表し、二月には、中小企業庁において、発注側企業約百五十社の価格交渉と価格転嫁の状況について公表したところです。

中小企業における賃金、失礼、賃上げの実現に向け、この三月、まさに今、三月のこの価格交渉促進月間、これは重要な正念場であると考えています。引き続き、中小企業庁や公正取引委員会を中心に政府全体で価格転嫁の促進に向けて全力で取り組んでまいります。

○西田実仁君 中小企業の賃上げへ向けて正念場のこの三月というお話がございました。

そこで、私、十三年前、野党の時代に質問しましたが、今日、この物価上昇の中で改めて御質問したいと思います。

それは、法的には下請関係にはありませんが、片や全国規模の大企業、片や町の中小零細企業であり、価格交渉や転嫁が言い出せず、賃上げどころではない問題です。それは自動車整備工場と損害保険会社との取引です。

多くの自動車整備工場は、自動車保険に入っている顧客から事故に遭った車の修理を頼まれたら、バンパーなどの部品を仕入れ、職人が手間暇かけて修理して車をお返しし、その後にお客さんに代わって保険会社への修理代金を請求しています。大手損害会社が共同出資している株式会社自研センターが修理に必要な作業時間、例えばバンパーを取り替えて修理する時間の基準を決めており、それに労務費の単価を掛け合わせる形で、多くの損害保険会社はこの基準に近い額で修理代金、保険金

参議院記録部

【未定稿】

令和5年3月2日 予算

額を定めています。

昨年来の物価高を受けて、全国の自動車整備工場から、物価高でも価格転嫁できないとの悲鳴が寄せられています。例えば、オイル代も電気代も労務費も上がっているのに、損保会社から認められる修理代金、保険金ほどの保険会社も似たような水準にそろって据え置かれたままで、実際に掛かった修理代金を得られない、保険会社は、せめて材料費や電気代の値上がり分は修理代を引き上げてほしい、労務費も引き上げてほしいとの悲鳴が聞こえてきます。さらには、保険会社が修理代の基準を決めているから、どんなに物価が上がっても価格転嫁してもらえないという声も聞こえてまいります。

損害保険会社にとって自動車整備工場は、保険を売ってもらったり、顧客の自動車を修理してくれる大切なパートナーのほうです。修理時間の基準は、一民間会社、つまり自研センターですが作成していること、それを使うかどうかは、また労務費単価を幾らにするかは、形式上、損害保険会社と自動車整備工場が契約で決めた形になっていることは理解しています。また、損保と自動車整備工場は、修理の委託という下請関係にはないことも承知しております。

しかし、現実には、片や全国規模の大企業であり、片や中小零細企業であり、修理時間はもつと

必要である、作業員の労務単価が安過ぎるとかの交渉、転嫁を言い出せない取引構造になっているのも事実です。

他の業界におきましては、業界を所管する省庁が作る取引適正化ガイドラインに従って自主行動計画を作成して取引の適正化に取り組んでいます。たとえ下請関係になくても、同じ金融庁が監督をしております銀行業界においては、全国銀行協会が手形の電子化のための自主行動計画を作成し、中小企業の資金繰り支援にも役立つ取組を業界を挙げて実行しております。

そこで、金融担当大臣にお聞きしますが、損害保険会社を所管する金融庁には、自動車整備工場からの悲鳴、特に損保会社が修理時間をずつと据え置いている、あるいは労務費の単価引上げの交渉にも応じてもらえないとの声は届いているのでしょうか。

○国務大臣（鈴木俊一君） 自動車整備事業者から損害保険会社が修理代金の引上げに応じてくれないといった声があること、これは承知をしております。

○西田まこと君 承知しているということで、届いていることとありますので、昨年来、労務費やエネルギー、原材料価格が高騰しているのですから、損保と自動車整備工場との契約関係においても、コスト上昇を取引価格へ反映するために価格交渉

をするよう損保業界に促すべきではないでしょうか。

○国務大臣（鈴木俊一君） 西田先生御指摘のとおり、工賃単価等の修理代金の計算方法、これは損害保険会社と自動車整備事業者との間の契約に基づき設定されるものではありませんが、足下で物価が高騰し、また労務費もかなり上昇していることを踏まえ、損保会社と自動車整備事業者の双方が納得できる適正な内容であるべきであると、そのように考えます。昨年来のこうした物価上昇でありますとか労務賃の上昇、こうした環境の大きな変化については、四月以降の新年度の工賃単価等の見直しにおいて考慮されるものと認識をしております。

金融庁として、その見直しの状況をしっかりと把握したいと思えます。そして、必要に応じて取引の適正化を促していきたいと考えています。

○西田まこと君 把握していただいた上で、金融庁には、この損害保険会社、損保業界の包括的な監督権限があります。保険契約者の保護に限るとか、あるいは下請取引には関係ない等の狭い権限ではありません。保険会社が、取引先に物価高騰の影響がしわ寄せしていないか、価格交渉を促すための自主行動計画を作るべきではないか、この実態を把握した上で、必要とあれば促していただけますでしょうか。

【未定稿】

令和5年3月2日 予算

○国務大臣（鈴木俊一君） 先ほども金融庁の認識をお話しさせていただきましたが、足下で物価が高騰して、労務費もかなり上昇しているというところを踏まえ、修理代金の計算方法は、損保会社と自動車整備事業者の双方が納得する、納得できる適正な内容であるべきであると、そういうふうにご考えているところでございます。

先ほどの繰り返しになりますが、今まさに四月以降の年度の工賃単価等の見直しに向けて損保会社と自動車整備事業者の話し合いが行われていると承知しております。金融庁としては、まずその見直しの状況をしっかり把握したいと考えます。そして、先生から、損保会社に自主行動計画を作るようにと、それを促すべきであると、そういう御意見をいただいたところでございます。

自主行動計画については、中小企業庁において、サプライチェーン全体の取引適正化と付加価値向上に向けた計画の策定を経済界に要請しているものと、そういうものと承知しておりますが、そうしたことも踏まえて、適切に、適切な対応を考えていきたいと思っております。

○西田実仁君 総理にお聞きします。
大手損保会社はいずれも、いわゆるパートナーシップ構築宣言、これを発しておられます。総理は常々、民間に任せず、あるいは構造的な賃上げに政策を総動員するとおっしゃっておられます。

政府の立場からも、今お聞きいただいたこの損保会社に取り引の適正化をするよう促すお考えはありますでしょうか。

○内閣総理大臣（岸田文雄君） 大手損害保険会社においては、委員御指摘のとおり、取引先との共存共栄に向けた取組を進めているものと承知をしております。金融庁を始め関係省庁においてその取組状況の把握に努め、そして取引の適正化を促してまいりたいと思っております。

その上で、賃上げは新しい資本主義の最重要課題であり、物価上昇を超える賃上げ、さらには、その先の構造的賃上げに取り組んでいただくべく、中小企業における生産性の向上に向けた支援策など、政策を総動員して環境整備に政府として取り組んでいきたいと考えます。

○西田実仁君 次に、賃上げ促進税制の繰越控除についてお聞きしたいと思います。
賃上げ税制の適用要件は満たしているものの、その年が赤字であったり、あるいは黒字が不十分であります。税のメリット、つまり法人税の全額控除、これを十分に享受できません。

しかし、そうした業績が苦しい中でも賃上げを実施する中小企業をもっと増やしていくために、税額控除の未利用枠を繰り越せる制度を創設してはどうかと考えますが、鈴木財務大臣にお聞きします。

○国務大臣（鈴木俊一君） 西田先生には、公明党の税制調査会長としていろいろ御指導いただいておりますことに感謝申し上げます。
御提案は、賃上げを行おうとする企業に対して、赤字法人や黒字が十分に大きくない法人であつても支援ができないかという観点からのものだと拝察をいたします。

仮に賃上げ税制に繰越制度を設けたといたしましても、翌年度の法人税額によつては必ずしも企業側にメリットが生じないこともあることなど、賃上げ促進効果の観点も含めて検討をする必要があると考えております。

その上で、岸田内閣におきましては、例えば、税制措置のメリットを受けられない赤字の企業に對しましては、賃上げを行う中小企業への補助金の補助率の引上げなど予算面での取組を行うなど、成長と分配の好循環の鍵となる賃上げに向けて政策を総動員して取り組んでまいりました。また、賃上げ税制につきましても、令和四年度において、与党での御議論も踏まえて抜本的に拡充し、税額控除率を大幅に引き上げたところでございます。

先生の本日のこの御提言も含めまして、今後の税制の在り方につきましては、こういった改正の効果や与党税制調査会の御議論も踏まえながら検討していく必要があるものと考えております。

○西田実仁君 今大臣御指摘のとおり、論点が幾